

【ドイツ】政党法の改正

海外立法情報課 山岡 規雄

* 2024年3月、政党国庫補助の年間総額の上限を引き上げ、政党の財務状況の一層の透明化を図る政党法の改正が公布された。

1 法改正の経緯

2023年1月24日、連邦憲法裁判所は、政党に対する国庫補助の年間の総額の上限¹を1億5080万ユーロ（241億2800万円）²から1億9000万ユーロ（304億円）に引き上げる2018年の政党法の改正について、違憲無効の判決を下した³。その際、連邦憲法裁判所は、増額の必要性は認めつつも、1億9000万ユーロという金額への増額が必要となる具体的な根拠が不十分であることを指摘した。

この判決を受け、連立与党とキリスト教民主/社会同盟との調整を経て、2023年11月7日、これらの会派により政党法の改正案が連邦議会に提出された⁴。改正案の焦点は、上記の違憲判決に対応することにあつたが、政党の財務状況の透明化など他の点に関わる改正も含む内容となった。改正案は、委員会での修正を経た後、同年12月15日に連邦議会で可決され、2024年2月2日、連邦参議院は同案に対し異議を申し立てないことを決定した。改正法は、同年3月4日に公布され、一部の規定（スポンサー支援からの収入に関する改正については2025年1月1日施行。2（3）（ii）参照）を除き、その翌日に施行された⁵。

2 改正の主な内容

(1) 政党国庫補助の増額

政党に対する国庫補助の年間の総額の上限が、2018年について1億8479万3822ユーロ（約295億6700万円）に引き上げられた（第18条第2項）⁶。その後の額は、同項の規定に従い、前年の物価指数の上昇に合わせて引き上げられる。法律案に附属する説明文において、上限額引上げの根拠として、与党会派によるアンケートに回答した政党⁷の総計に基づき、デジタル化、データ保護及び党員の参加拡充のための措置に関連する費用が2015年の約1493万ユーロ（23億8880万円）から2021年の約3945万ユーロ（63億1200万円）と6年間で165%増加したというデータが示された⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。

¹ 国庫補助総額の限度である「絶対的上限」のほかに、各政党が受領することができる個別の国庫補助額の上限を自己収入と同額までとする「相対的上限」もあるが、本稿でいう「上限」とは「絶対的上限」のことである。

² 1ユーロ=160円で換算した（報告省令レート（令和6年3月分））。以下の換算についても同じ。

³ 山岡規雄「【ドイツ】政党国庫補助の上限の引上げに対する連邦憲法裁判所の違憲判決」『外国の立法』No.295-1, 2023.4, p.37. <<https://doi.org/10.11501/12768506>>

⁴ BT-Drs. 20/9147

⁵ Elfte Gesetz zur Änderung des Parteiengesetzes vom 27. Februar 2024 (BGBl. I Nr.70)

⁶ 公聴会では、このように2018年に遡及して引き上げる方法について憲法上疑義があると指摘する有識者もいた。

„Sachverständige begrüßen Neuregelung des Parteiengesetzes,“ 2023.11.27. Bundestag website <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2023/kw48-pa-inneres-parteiengesetz-978830>>

⁷ 具体的には、社会民主党、同盟90/緑の党、自由民主党（以上、与党会派）、キリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟、左派党及びエコロジー民主党（連邦議会に議席はないが、欧州議会に1議席を有する政党）である。

⁸ BT-Drs. 20/9147, *op.cit.*(4), S.18.

(2) 党内手続の電子化

対面式、オンライン又はその併用など党大会の開催形式の決定に関する規定(第9条第1項)及び党内の投票手続を電子的に行うことができるとする規定(第15条第2a項)が追加された。

(3) 政党の財務状況の透明化

(i) 会計報告書の誤記の届出義務

連邦議会議長への会計報告書の誤記の届出義務が生じる額(500ユーロ(8万円)を超える場合)を具体的に明示した(第23b条第1項)。

(ii) スポンサー支援からの収入の明記

スポンサー支援(Sponsoring)からの収入が出捐(しゅつえん)(Zuwendungen)⁹に該当することが明記され(第27条第1b項)¹⁰、個別の収入が750ユーロ(12万円)を超え、又は同一地域支部の同一人物からの収入の年間総計が6,000ユーロ(96万円)を超える場合には、出捐を行った者の氏名、出捐の額及びスポンサー支援の種類を会計報告書に別建てで記載しなければならないこととされた(第24条第8a項)。

(iii) 報告義務対象の寄附の額の引下げ

個別に連邦議会議長に報告しなければならない寄附(Spenden)の額を5万ユーロ(800万円)から3万5,000ユーロ(560万円)に引き下げた(第25条第3項)。

(iv) 寄附の定義の拡大

従来、第27条第1項に基づき、寄附は、党費又は議員分担金を超える支払(Zahlung)と定義されていたが、今回の改正により、党費又は議員分担金を超える金銭的な給付(Leistung)又は金銭価値を有する給付という定義が追加された(同条第1a項)。また、この給付に「宣伝措置(Werbemaßnahmen)」が含まれることが明記された(同項)。「宣伝措置」とは、独自に政党の宣伝を行う第三者の行為であり¹¹、政党がこの措置を寄附として受け入れるかどうかを判断する時間を与えることを目的とし、この第三者が事前に措置の実施を政党に届け出る義務が規定されることとなった(第27a条第1項)。届出を受けた政党は、その中止を求めない限り、宣伝措置を寄附として受け入れたことになる(同条第2項)。これに関連し、この届出を怠った者等に対する過料の規定が設けられた(第31e条)。

(4) 民法典の改正に伴う改正

従来の第37条は、政党のために法律行為を行った者に対し個人的な責任が追及されないように、個人的な責任に関する民法典の権利能力なき社団の規定(民法典旧第54条第2文)が適用されない旨を規定していた。2021年の民法典の改正¹²により、第54条第2文が存在しなくなっていたため、対象となる規定(民法典第54条第2項)を指定し直す改正が行われた¹³。

⁹ 「出捐」とは、党費若しくは議員分担金(Mandatsträgerbeiträge)又は合法的に受領した寄附をいう(第18条第3項第3号)。「議員分担金」とは、公選職を有する者(連邦議会議員等)が党費を超えて行う定期的な金銭の給付をいう(第27条第1項)。

¹⁰ 同項では、「スポンサー支援」とは、政党への支援(Förderung)であって、出捐を行う者が反対給付(Gegenleistung)として自らの宣伝又は広報活動という目的の促進を追求するものをいうと定義されている。

¹¹ BT-Drs. 20/9147, *op.cit.*(4), S.8. ただし、通常政治的意思形成の範囲内で行われる時事問題や候補者に対する意見表明など(特に500ユーロ以下の価値のもの)は除外されている(第27条第1a項)。

¹² Gesetz zur Modernisierung des Personengesellschaftsrechts (Personengesellschaftsrechtsmodernisierungsgesetz – MoPeG) vom 10. August 2021 (BGBl. I S.3436)

¹³ なお、この民法典の改正により、「権利能力なき社団(nichtrechtsfähiger Verein)」という名称が「法人格のない社団(Verein ohne Rechtspersönlichkeit)」に変更された。改正の概要については、次を参照。金改妹「2021年ドイツ組合法の改正—組合法現代化法の意義と日本法への影響—」『ジュリスト』1581号, 2023.3, pp.76-81.